

質問と回答（令和3年12月17日公表分）

1. 各単価契約の見積合せ参加資格について

質問（1）

専任として配置した資格者を一般案件工事の主任技術者等に配置できるのか。

回答（1）

専任としての配置が必要な資格者は、多摩水道整備工事では「現場代理人」、「主任技術者」及び「配水管工」とし、給水装置工事（市）では「現場代理人」としています。
これら専任として配置した資格者は、申込以外の一般案件工事等の契約において、資格者として配置することはできません（同一契約内で複数の資格を兼務することは可能です）。
詳細については、令和4年度多摩水道工事請負単価契約（整備・給水装置）申込案内の「5 注意事項（1）資格者の配置等について」及び別紙1「令和4年度多摩水道工事請負単価契約（整備・給水装置）の見積合せ参加資格」をご確認ください。

質問（2）

12月1日、2日に実施された入札参加説明会に参加していなくても申込は可能か。

回答（2）

説明会に参加していなくても申込は可能です。
申込に当たっては、ホームページに掲載されている申込案内等をご確認ください。

2. 令和4年度多摩水道工事請負単価契約（整備・給水装置）申込案内 別紙3「令和4年度多摩水道整備工事・給水装置工事請負単価契約調査表」（1）多摩水道整備工事における「希望する主たる履行区域」について

質問（1）

「希望する主たる履行区域」を1つ記入することとされているが、「希望する主たる履行区域」以外に登録されることはあるのか。

回答（1）

希望があった主たる履行区域に登録されます。

質問（2）

特定の履行区域に業者が集中した場合、水道局で何らかの調整を行うのか。

回答（2）

事業者数と業務量とのアンバランスが生じた場合は、工事ごとに「希望する主たる履行区域」以外での履行について、協議させていただくことがあります。